⑻　本工事は、女性も働きやすい現場環境（トイレ・更衣室）の整備について、監督職員と協議し、変更契約においてその整備に必要な費用を計上する試行工事である。
⑼　本工事は、土曜・日曜日に工事現場（現場事務所を含む。）を完全閉所して事務処理等を含めて一切の現場作業を行わない「土日完全休工」を促進するモデル工事であり、土日完全休工の実績に応じて工事成績評定において加点評価を行う工事である。
⑽　本工事は、ワーク・ライフ・バランス等推進企業を評価する試行工事である。
⑾　本工事は、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。）第85条に基づく調査基準価格（以下「調査基準価格」という。）を下回った価格をもって契約する者に対して、予決令第86条に規定する調査（以下「低入札価格調査」という。）結果の公表及び監督体制の強化等により品質確保等の対策を実施する工事である。
⑿　本工事は、調査基準価格を下回った価格をもって契約する者に対して、施工段階確認等にいて監督職員が文書により受注者に改善を指示した場合、その回数に応じ以降の１年間近畿農政局管内直轄の別の新規工事における総合評価落札方式の評価点等を減ずる試行工事である。
⒀　本工事は、契約締結後に施工方法等の提案を受け付ける契約後ＶＥ方式の試行工事である。
⒁　本工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事である。
⒂　本工事は、競争参加者名の公表を落札者決定後又は契約の相手方及び契約金額の決定後に行う工事である。
⒃　本工事は、入札説明書の交付、競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び競争参加資格確認資料（以下「資料」という。）の提出、受領に係る確認及び入札について、原則として電子入札システムで行う対象工事である。ただし、電子入札システムによりがたい者であって、紙入札方式（持参に限る）の承諾に関する承諾願を提出し承諾を得たものは、紙入札方式に代えることができる。
⒄　本工事は、労働者確保に要する費用（労働者送迎費、宿泊費、借上費、現場労務者の募集及び解散に要する費用、賃金以外の食事、通勤等に要する費用）について、不足する技術者や技能者を広域的に確保せざるを得ない場合及び建設資材の調達に要する費用（購入費、輸送費）について、通常調達する地域内の需給状況から、工事を円滑に実施するために遠隔地から調達せざるを得ない場合において、これら費用の支出実績を踏まえて最終精算変更時点で設計変更する試行工事である。

2　競争参加資格

次に掲げる条件を満たしている者であること。
⑴　予決令第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ているものは、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
⑵　予決令第71条の規定に該当しない者であること。
⑶　近畿農政局における平成29・30年度一般競争参加資格のうち土木一式工事の認定を受けていること。
　ただし、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、近畿農政局長が別に定める手続に基づいて一般競争参加資格の再確認を受けていること。
⑷　会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、上記２の⑶の再確認を受けた者を除く。
⑸　近畿農政局における平成29・30年度一般競争参加資格のうち土木一式工事の一般競争参加資格の確認の際に客観的事項（共通事項）について算定した点数（客観点数）が1,250点以上であること。（上記２の⑶の再確認を受けた者にあっては、当該再確認後の客観点数が要件を満たしていること。）
⑹　施工実績　平成14年４月１日以降に、元請けとして完成・引渡しが完了した次の同種工事の施工実績を有すること。なお、経常建設共同企業体（以下「共同企業体」という。）にあっては、構成員の内１社が同種工事の施工実績を有すること。ただし、共同企業体としての施工実績は、出資比率が20％以上のものについて認める。
①　同種工事とは、「管渠推進工（φ2,000㎜以上、刃口推進を除く）を実施した工事」とする。
②　当該実績が各地方農政局が発注した工事に係る実績である場合にあっては、評定点合計が入札説明書に示す点数未満のものを除く。
⑺　配置予定の技術者の状況　次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を当該工事に専任で配置できること。
　ただし、契約締結後、現場施工に着手するまでの期間（現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間）及び工事完成後、検査が終了し事務手続、後片付け等のみが残っている期間においては工事現場への専任を要しない。
①　１級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。なお、「同等以上の資格を有する者」とは、次の者とする。
　ア　１級建設機械施工技士の資格を有する者
　イ　技術士（建設部門、農業部門（選択科目を「農業土木」とするものに限る。）又は総合技術監理部門（選択科目を建設部門に係るもの、「農業土木」とするものに限る。））の資格を有する者
②　監理技術者は、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。
③　「管渠推進工（φ800㎜以上、刃口推進を除く）を実施した工事」の施工経験を有する者であること。また、共同企業体にあっては、一人の主任技術者又は監理技術者が同種工事の施工経験を有すること。
　なお、当該経験が各地方農政局が発注した工事に係る実績である場合にあっては、評定点合計が入札説明書に示す点数未満のものを除く。
④　主任技術者又は監理技術者にあっては直接的、かつ、恒常的な雇用関係が必要であるので、その旨を確認することができる資料を求めることがあり、その確認がなされない場合は入札に参加できないことがある。なお、恒常的な雇用関係とは入札の締切日以前に３ヶ月以上の雇用関係があることをいう。
⑻　技術提案が適正であること。
⑼　申請書及び資料の提出期限の日から開札時までの期間に、近畿農政局長から近畿農政局工事請負契約指名停止等措置要領（平成15年９月１日付け15近総第408号（理）農林水産省近畿農政局長通知）に基づく指名停止を受けていないこと。
⑽　当該工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関係がないこと。
⑾　「農林水産省発注工事等からの暴力団排除の推進について（平成19年12月７日付け19経第1314号農林水産省大臣官房経理課長通知）」に基づき、警察当局から近畿農政局長に対し、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、農林水産省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
⑿　次に掲げる届出の義務を履行していない建設業者（当該届出の義務がない者を除く。）でないこと。
①　健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出の義務
②　厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出の義務
③　雇用保険法（昭和49年法律第116号）第７条の規定による届出の義務

3　総合評価落札方式に関する事項

⑴　施工体制確認型総合評価落札方式の概要
　本工事は、標準点（上記２の競争参加資格要件を満たしている場合に付与する点数）に施工体制評価点（品質確保の実効性及び施工体制確保の確実性に応じて付与する点数）及び加算点（技術提案の評価に応じて付与する点数）を加えた点数と、入札価格を総合的に評価し、落札者を決定する施工体制確認型総合評価落札方式とする。
⑵　評価項目
①　施工体制（品質確保の実効性、施工体制確保の確実性）
②　技術提案
③　企業評価